

【研究論文】

労働争議と警備業法－産業経営上の転換点－

大澤隆夫

青森公立大学大学院後期博士課程

Abstract

In 1972, the Security Business Act was enacted in Japan. One reason for the regulation is the interventions of the security companies in labor disputes. Under the law, their interventions are prohibited as "Basic Principle of the Implementation of the Act." The number of the security problems has decreased due to the regulation of the security industry by the law and the administrative guidance to them.

1. はじめに

日本の警備業は1962年に専門の警備会社が創業して以来、ほぼ右肩上がり展開しており、もはや警備業は現代社会を支える生活・産業基盤といえる。しかし、その過程では様々な課題が発生し、国・産業団体において課題解決に取り組んできた。大澤(2022)は、国の規制を含め、業界の課題解決のための官民の取組みを「産業経営」という視点で整理し、国と業界活動の相補性を指摘したところである。

そうは言っても、業界の課題解決となると、国民も業界も強制力のある国の規制を期待しがちである。本稿では、規制法である警備業法が1972年に制定されるに至ったきっかけとして、労働争議への警備業の介入問題を取りあげ、それへの対策としての警備業法内容及びその効果について考察する。

2. 警備業界の問題

2.1 初期警備業界の問題

警備業界は日本の経済動向とあわせて成長を遂げてきたが、その一方で、警備業法(昭和47年法律第117号)の制定に至るような業界としての不祥事もあった。初期警備業界の問題点としては、次の3点が紹介されている(大澤, 2020)。

- ・警察官類似制服の悪用(拾得物のネコババ等)
- ・警備員による警備中の窃盗
- ・1970年から1971年にかけての労働争議等における暴力的警備・過剰警備

このいずれもが警備業法において規制対象とされたが、なぜ、1972年なのかというタイミングを考える上では、3点目の暴力的警備・過剰警備が警備業界の問題点として社会問題

化したことが大きいものと考えられる。

2.2 暴力的警備・過剰警備の状況

岩崎(2018)は、全国金属労働組合大阪地方本部の資料をもとに1970年から1972年5月にかけての警備業者による労働争議介入の事例を紹介している。本稿では、規制サイドの警察庁による問題の把握及び認識という観点から、警察庁が1972年3月に作成した「警備業法案想定問答」をもとに問題事例を紹介する(表1, 表2)。

表1 警備業者による労働争議での問題事例

対 象	時 期	問題事例	警備業者
第一糖業	1970年8月・11月	警棒による暴行・脅迫、負傷者	中央警備保障
宮崎放送	1970年12月	衝突による転倒	中央警備保障
時事通信社	1970年6月	双方に軽傷者?	総合警備保障
報知新聞社	1970年5月	暴行?	特別防衛保障
那珂湊市	1971年1月	取材妨害、威嚇	特別防衛保障
ゼネラル石油	1970年8月	口論、押し合い	中央警備保障
ヤマト鍍金	1970年11月	挑発的言動	特別警備保障
細川鉄工所	1971年5月	会社誹謗文を消去	特別警備保障
教育社	1972年1月・3月	双方に負傷者、暴行・脅迫	特別警備保障

出所:「警備業法案想定問答その3」(警察庁, 1972)を基に筆者作成

表2 警備業者による市民運動・学園紛争等での問題事例

対 象	時 期	問題事例	警備業者
成田空港建設 第1次代執行	1971年2-3月	警備使用。社会党議員団への暴行。	成田空港警備 国際警備保障 総合警備保障
成田空港建設地	第1次代執行以後	座り込み者の強制排除	成田空港警備 帝国警備保障
	1971年5月	学生との乱闘	国際警備保障
チッソ株主総会	1971年5月	一株株主との乱闘	特別防衛保障
神奈川大学	1971年10月	座り込み学生の排除。火炎瓶でガードマン負傷。	帝国警備保障

出所:「警備業法案想定問答その3」(警察庁, 1972)を基に筆者作成

労働争議での問題事例は9件で、警備業者としては、特別警備保障株式会社が5件、中央

警備保障株式会社が3件を占める(表1)。市民運動・学園紛争等での問題事例としては、4件で、国際警備保障株式会社が2件、帝国警備保障株式会社が2件を占める(表2)。

2.3 問題とされた警備業者

表1及び表2から、特に問題となった警備業者としては、特別警備保障株式会社、中央警備保障株式会社、帝国警備保障株式会社があげられる。この3社は、労働争議、学園紛争等を対象とする警備業務を特殊警備、特別警備、紛争警備と称して営業していたという(警察庁, 1972)。また、中央警備保障株式会社は、代表取締役・取締役とも元暴力団幹部であった(警察庁, 1972)。

なお、岩崎(2018)によると、1970年4月から1972年5月にかけての労働争議介入事例12件のうち、特別警備防衛保障株式会社が9件、中央警備保障株式会社が2件であった。

2.4 警備業に対する国民の認識

2.1 及び 2.2 に示した警備業の問題を国民はどう受け止めていたのか。サンケイ新聞は1971年5月31日に関東及び関西地域を対象に電話調査(1200人を系統2段無作為抽出、回収率84.8%)しており、「コンピューター1000人調査」(1971)からその概要を次に示す。
警備員の印象

問1 「ガードマン」ときいてどんな感じを。

「用心棒」51.7%、「暴力団まがい」9.6%、「横暴」5.3%と悪い印象が実に66.6%を占める。「頼りになる」14.5%、「カッコいい」3.1%、「男らしい」3.7%と良い印象は21.3%にすぎない。残りは、「その他」6.3%、「わからない」5.8%。

警備業の規制

問2 ガードマン規制法は必要だと思うか。

「必要だと思う」が93.2%、「必要ないと思う」がわずか3.8%、「わからない」は3.0%。

警察官との類似制服

問3 ガードマンが警察官とよく似た服装をすることについて。

「警察官のような権力をふるいやすくなるからよくない」38.4%、「ほかの制服でも任務ははたせるからよくない」30.5%と否定的な意見が68.9%を占める。「警備という仕事上、威厳を示すのに役立つからよい」14.6%、「仕事が警察官と似ているから服装も似たものでよい」11.8%と肯定的な意見は26.4%である。残りは「その他」2.7%、「わからない」1.9%。

警備棒の所持

問4 ガードマンが警備棒を持つ必要があると思うか。

「必要ないと思う」64.8%、「必要があると思う」28.6%、「わからない」6.6%である。

以上から、総じて言えば、規制法は約9割が必要と考えており、警備員に悪い印象を持つ人、警察官との類似制服や警備棒の所持に否定的な考えを持つ人がそれぞれ3分の2程度に及んでいる。

3.規制法の制定

3.1 警備業法の制定へ

2に示した状況から、国（警察庁）は規制法としての「警備業法」を制定することとなった。犯罪者を排除する観点から第3条「警備業者の欠格事由」が、労働争議への不介入という観点から第8条「警備業務実施の基本原則」が定められた（大澤, 2022）。

2.2のとおり、国では、労働争議以外にも市民運動・学園紛争等における警備上の問題事例を把握していたが、憲法に保障されている団体行動（労働争議）での事例が特に問題視され、国会でも質疑がなされていることから、以下、第8条に焦点を当て、国の認識や国会での議論を紹介する。

3.2 警察庁保安部試案と警備業法案

国（警察庁）は、1972（昭和47）年3月17日、「警備業法案」を第68回国会に提出したが、それに先立ち、2月8日、「警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）」を公表している（「ガードマンを見張れ」, 1972）。

警察庁保安部試案

3 （警備業務実施の基本）

警備業者および警備員は警備業務を行なうにあつては、法令を遵守するとともに、誠実にその業務を行ない、かつ、他人の権利を侵害することのないよう留意しなければならないものとする。（警察庁, n.d.）

警備業法案

（警備業務実施の基本原則）

第8条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。（『第六十八回国会衆議院地方行政委員会議録第十二号』, 1971, p. 12）

この2つを比較すると、警備業法案第8条では、「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」の部分が特に付け加えられていることがわかる。

3.3 国会審議の状況

1972年5月18日の衆議院地方行政委員会に参考人招致された古賀定日本労働組合総評議会法規対策部長は、第8条について「労働組合が最も重視するところ」であり、「労働組合の正当な活動、争議行為には一切介入してはならない」等禁止行為を「列挙することが好ましい」としている（『第六十八回国会衆議院地方行政委員会議録第二十六号』, 1972, p. 2）。

1972年5月12日、衆議院地方行政委員会において、第8条には争議行為に関与しないということが含まれるのかという質問に対し、本庄務警察庁刑事局保安部長は「『個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない』というのは、正当な争議行為に対する干渉というものを当然含むつもりで立法をして」と答弁している（『第六十八回国会衆議院地方

行政委員会議録第二十四号』, 1972, p. 18)。

1972年6月12日、参議院地方行政委員会において第8条については組合活動ないしは労働争議について干渉してはならないとの修正が必要ではないかとの質問に対し、本庄務警察庁刑事局保安部長は次のような趣旨の答弁をしている（『第六十八回国会参議院地方行政委員会会議録第二十四号』, 1972, p. 7）。

- ・ご意見の点については、警察庁内部あるいは関係の行政庁といろいろと協議して、案文に知恵を絞った。「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」は他に例のない新しい規定であろう。
- ・刑罰法令に触れるのは論外だが、触れない程度の威嚇的な妨害行為等を禁止する意味で当該規定を入れている。
- ・労働基本権を不当に侵害する場合、違法でなくとも、争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉すれば、本条に該当する。

なお、第8条違反時の対応としては、警備業法第14条による公安委員会指示がなされ、それに従わない場合、第15条の営業停止等や第18条の罰則が適用される（大澤, 2022）。

3.4 警備業法の改正後の状況

1972年7月に制定された後、警備業法は1982（昭和57）年、2002（平成14）年、2004（平成16）年と三次にわたる改正がなされたが、欠格事由の強化、教育・指導の強化、検定制度の導入、罰則強化等であり、第8条の基本原則は改正されていない（大澤, 2022）ことから、警備業法制定後は、労働争議等への介入があまり問題とされてこなかったものと思われる。

1982年4月22日の衆議院地方行政委員会では、警備業法制定後1981（昭和56）年までの間、警備員による不適正事案として、労働争議関係7件、住民運動・学園紛争関係が10件、合計17件あったことが明らかにされ、谷口守正警察庁刑事局保安部長は「年々減少してきて」との認識を示している（『第九十六回国会衆議院地方行政委員会議録第十五号』, 1981, pp. 19-20）。

まとめると、国会では、組合活動や労働争議への不介入を明示すべきとの議論があったが、国（警察庁）は当然に含まれているとの立場であり、その後、労働争議・市民運動・学園紛争での問題事案も減少していった。

4. 労働争議の推移

4.1 日本の労働争議

労働争議等での問題事例の減少は、警備業法による規制の効果もあるだろうが、労働争議等の発生件数等の減少も考えられる。統計データのある労働争議について、その推移を見てみる。

労働争議研究会編（1991）では、日本の労働争議の時期を次のとおり4区分している。

- ・1945～49年 第2次世界大戦後の動乱期で、経営民主化、賃上げがテーマ。

- ・1950～54年 過渡期。
- ・1955～73年 高度成長期で、賃金・労働時間・雇用、官公労の労働基本権獲得がテーマ。
(1973年10月 第1次石油危機)
- ・1974年以降 石油危機以降で、大幅賃上げ春闘、公労協のスト権スト、自主生産ストが
テーマで、減量経営のため労働組合は労使協議機関化が定着。

4.2 労働争議の発生状況の推移

次に、「労働争議統計調査」(厚生労働省, 2021)の統計データを基に「争議行為を伴う争議」の発生状況の時系列推移を図示する(図1～3)。

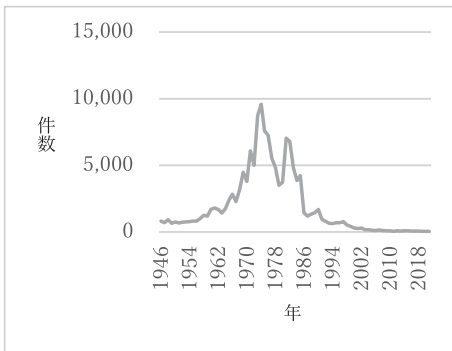


図1 労働争議の発生件数の推移

出所：厚生労働省(2021)より筆者作成

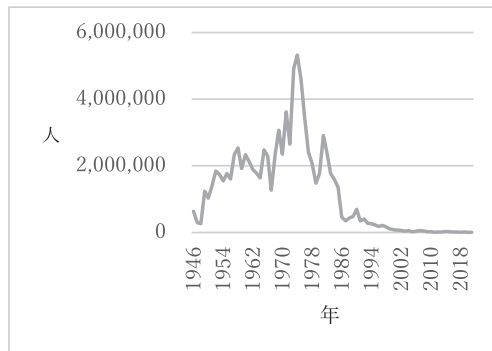


図2 労働争議の参加人数の推移

出所：厚生労働省(2021)より筆者作成

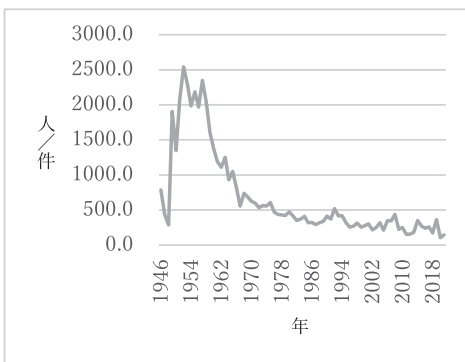


図3 労働争議1件当たりの参加人数の推移

出所：厚生労働省(2021)より筆者作成

図1及び図2から、労働争議の発生件数及び参加人数のピークは第1次石油危機直後の1974年だったことがわかる。図3のピークは1952年であり、1940年代から1960年代にかけて大規模労働争議が発生したが、1960年代から1980年代は小規模労働争議が群発したものである。なお、1970年及び1971年の発生件数・参加人数は、1974年のピーク時のそれぞれ4割及び6、7割程度であった。

4.3 労働争議での問題事例の減少状況

表1及び3.4より労働争議での問題事例数としては、1970～1971年度の2年間で9件、1973～1981年の9年間で7件であった。これを警備業法の制定前と制定後の期間として、年間発生件数及び争議行為発生件数に占める割合を比較する。

問題事例の年間発生件数は、制定前 4.5 に対し制定後は 0.78 と 0.17 倍になった。労働争議 1 万件当たりの問題事例数は、制定前 9.1 に対し制定後 1.2 と 0.13 倍になった。いずれを見ても、制定後は制定前の 1～2 割に減少している。

5.考察

警備業の労働争議介入が問題化した 1970～1971 年は、労働争議が 1974 年へのピークに向かう途上の時期であった。

1972 年 7 月に警備業法が成立して以降、警備業による労働争議への介入はゼロとはなっていないが制定前の 1～2 割と大幅に減少しており、国の規制とともに業界への行政指導により「警備業務実施の基本原則」が浸透したことにより一定の成果を得たものと思われる。

つまり、労働争議の激化とそれに対応した警備業の労働争議への介入は、警備業法による規制という産業経営上の転換点になり、産業経営による環境整備が警備業のその後の展開の基礎になったと言えよう。

参考文献

- 『第六十八回国会参議院地方行政委員会会議録第二十四号』（1972 年 6 月 12 日）
 『第六十八回国会衆議院地方行政委員会会議録第十二号』（1972 年 4 月 4 日）
 『第六十八回国会衆議院地方行政委員会会議録第二十四号』（1972 年 5 月 12 日）
 『第六十八回国会衆議院地方行政委員会会議録第二十六号』（1972 年 5 月 18 日）
 『第九十六回国会衆議院地方行政委員会会議録第十五号』（1981 年 4 月 22 日）
 「ガードマンを見張れ 犯罪前歴者は一掃」.(1972 年 2 月 9 日). 『朝日新聞』
 警察庁(1972). 「警備業法案想定問答その 3」『法律案審議録（警備業法その 2 外 1 件）昭和 47 年第 68 回国会警察庁関係 2』（国立公文書館所蔵、平 15 法制 00095100）.
 警察庁(n.d.). 「警備業法（仮称）案大綱（保安部試案）」『法律案審議録（警備業法その 1）昭和 47 年第 68 回国会警察庁関係 1』（国立公文書館所蔵、平 15 法制 00094100）
 厚生労働省(2021). 『労働争議統計調査』 . <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/14-22.html>
 「コンピューター1000人調査 ガードマン」.(1971 年 6 月 1 日). 『サンケイ新聞』
 岩崎弘泰 (2018). 「警備業者による労働争議介入事例における請負契約の諸機能 特別防衛保障による事例を中心に」『コア・エシックス』 14, 11-22.
 大澤隆夫 (2022). 「警備業の産業経営 業界の課題解決に向けた官民の取組み」『日本産業科学学会研究論叢』 27, 29-36.
 労働争議研究会編 (1991). 『日本の労働争議 1945～80 年』 東京大学出版会